

令和8年7月10日

報道発表

浜松市 産業部
農業水産課
TEL：053-457-2330



「浜名湖うなぎ」の地理的表示登録について

この度、本市の特産品である「浜名湖うなぎ」が、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）に基づき、農林水産省より地理的表示（GI）として登録されました。

登録を受け、申請者である浜名湖養魚漁業協同組合が市長を訪問し、登録の報告を行います。

記

日 時：令和8年7月17日（金） 16:15～16:30

場 所：秘書課応接室

訪問者：浜名湖養魚漁業協同組合 代表理事 外山昭廣氏 ほか

【参考】

- ・地理的表示（GI）登録は、静岡県で5例目、浜松市では初めてです。
- ・うなぎの登録は全国で初めてです。
- ・地理的表示（GI）保護制度とは、地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等を有する伝統ある農林水産物・食品の名称を、その地域における知的財産として保護する制度です。